

(素案)

東横堀川等
水辺の魅力空間づくり基本方針

〔第4章・第5章・第6章〕

(3) 陸上・水上での多様な利活用の場

水辺の魅力向上のためには、整備された水辺がさまざまな主体による、多様な利活用の場として使われることが必要です。そのため、水辺の再整備に際しては、フレキシブルで使いやすい空間づくりと仕組みづくりを進め、利活用が生まれる水辺空間をめざします。

■想定される利活用の例

①地域活動やイベントとしての利用

- 音楽やマルシェなどのイベントとしての利用
- 地域の花壇・植樹活動としての利用 等



β本町橋北側の公園での花植え



β本町橋周辺での演奏イベント

②日常的な利用

- 昼食、休憩、待合せ等の屋外の滞在スペースとしての利用
- 散歩利用 等



東横堀緑道の階段で休息



近隣保育園のお散歩のイメージ
(事例：浦安市境川)

③周辺施設による地先利用

- 沿川建物のテラス席としての地先利用
- 建物前の水上における舟の停泊スペースとしての利用 等



沿川店舗のテラス席のイメージ
(事例：名古屋市堀川)



水上建物のイメージ
(事例：オランダアムステルダム)



水上レストランのイメージ
(事例：タグポート大正)



β本町橋北側の舟の停泊

⑤舟運・水上アクティビティとしての利用

- 舟運（動力船）やサップ（人力船）による水上アクティビティとしての利用
- 水上における地域イベントとしての利用 等



都心の水上演習



水の回廊を巡るクルーズ



城北川 キャンドルナイト

(4) 公民連携で質の高い「水辺」を育てる

水の回廊の中でも、東横堀川は大阪最古の堀川という歴史性があり、現在でも沿川建物と川は近い位置関係にあります。また、中之島や道頓堀といった観光拠点に挟まれつつも、周辺のまちは住宅と商業建物が混在した生活の場であるといった特徴があることから、東横堀川の個性を活かした水辺の魅力を最大限に引き出すために「暮らしに根差した水辺」をめざすことが必要であると考えます。

「暮らしに根差した水辺」の実現のためには、川や川沿いといった公共空間と、沿川建物や周辺のまちといった民間の空間を物理的に接続するだけでなく、沿川建物の地先利用や市民や事業者による利活用といった「東横堀川でやりたいこと」を積極的に取り入れていくことが重要です。「東横堀川でやりたいこと」を実現していくことで、東横堀川やまちへの関心や愛着（地域愛）が高まり、よりよい水辺空間づくりやまちづくりへと繋がっていく好循環が生まれます。

そこで、質の高い東横堀川の水辺の魅力空間づくりにおいては、**行政と民間が対話しながら、ともに東横堀川周辺を“育てる”（公民連携で取り組む）**ことをめざします。

公民連携とは？

公民連携とは、行政と民間が対等なパートナーとしてそれぞれの強みを生かしながらサービスの提供などを行うことをいいます。協働することで民間のアイデアを活かしたサービスの効率化が期待できるだけでなく、地域コミュニティの強化や地域経済の活性化、公共空間を舞台とした新たなビジネスの創出などが期待できます。

公

- 公共機関としての公益性・公共性
- 公共的な空間の維持管理のノウハウ
- 地域でのネットワーク力・広報力
- 公共空間やデータなどの様々な資源

民

- 独自のノウハウ
- 地域の事情への精通度、地域の人脈
- 専門的な技術・知見
- スピード感
- 企業ブランド



公民連携によって達成が期待されること

地域課題の解決

子育てや健康、コミュニティ、防災・防犯といった地域課題に対する取り組みの展開

地域の活性化

公民連携での地域活性化による地域経済の好循環を創出、公民の役割分担による新たなビジネスの創出

質の高い公共サービスの提供

行政だけでは提供が困難な、きめ細かくニーズに合ったサービスの実現

4.2 コンセプト

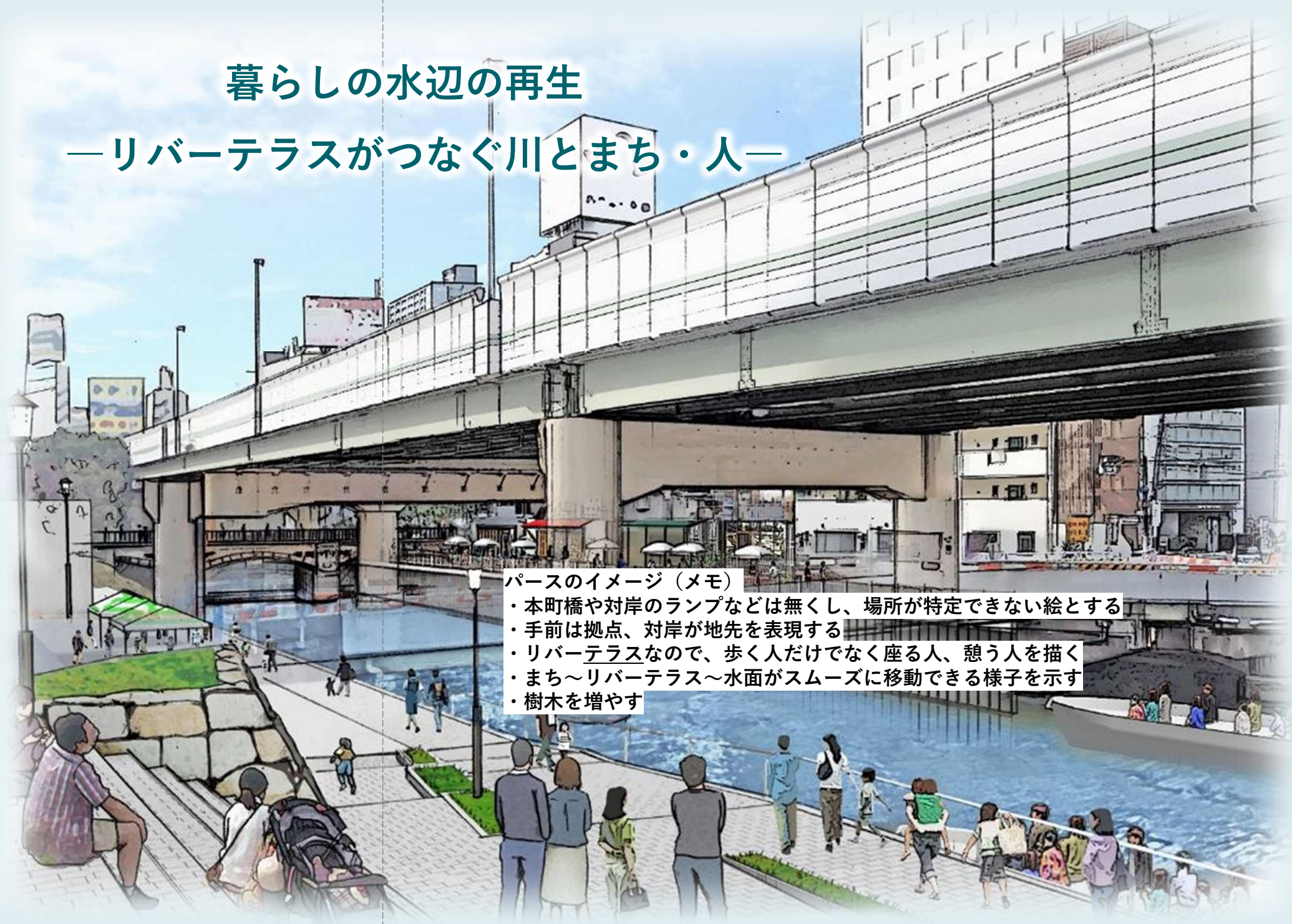
東横堀川にもとめられる「（１）市民に開かれた水辺」
「（２）中之島と道頓堀をつなぐ水辺のネットワーク」
「（３）陸上・水上での多様な利活用の場」「（４）公民連携で質の高い「水辺」を育てる」といった姿を実現するため、川沿いの空間を護岸改修に併せて再整備します。

川沿いの空間は、周辺のまちと川を横断的に繋ぎ、憩いながら利活用のできる空間となることをめざして、愛称として“リバーテラス”と呼びます。

リバーテラスが全川にひろがり、陸上・水上で縦断的につながっていくことで、中之島から道頓堀までつづく水の回廊の一辺としてネットワーク化を図ります。

リバーテラス整備を通じた“暮らしの水辺”の再生に、公と民で一緒に取り組みます。

暮らしの水辺の再生 —リバーテラスがつなぐ川とまち・人—



パースのイメージ（メモ）

- ・本町橋や対岸のランプなどは無くし、場所が特定できない絵とする
- ・手前は拠点、対岸が地先を表現する
- ・リバーテラスなので、歩く人だけでなく座る人、憩う人を描く
- ・まち～リバーテラス～水面がスムーズに移動できる様子を示す
- ・樹木を増やす

第5章 水辺の魅力空間づくりに向けた方針

5.1 護岸改修による安全性の向上

課題 安全性の確保

1970年代に整備された東横堀川の既設護岸は、高齢化が進行しており、今後施設の更新時期が集中するため、計画的に改修していく必要があります。改修にあたっては、最新の耐震基準を満足する護岸構造とし、安全性を確保する必要があります。

なお、全川に渡る護岸改修の完了には長い時間を要するため、定期点検による状態監視を適切に実施し、不具合箇所が発見されれば適宜補修を行い、健全性を確保する必要があります。

取組方針 護岸改修による安全性の向上

高齢化の進む護岸を耐震護岸へと改修することで安全性を向上します。

なお、護岸の改修にあたっては、治水上求められる機能を基に、護岸の高さや河道幅員を適切に設定する必要があります。

2000年完成の東横堀川水門と道頓堀川水門によって高潮防御ができるようになったことで、耐震護岸への改修においては、堤防を切り下げることが可能であり、リバーテラスから水面が望めるようになります。

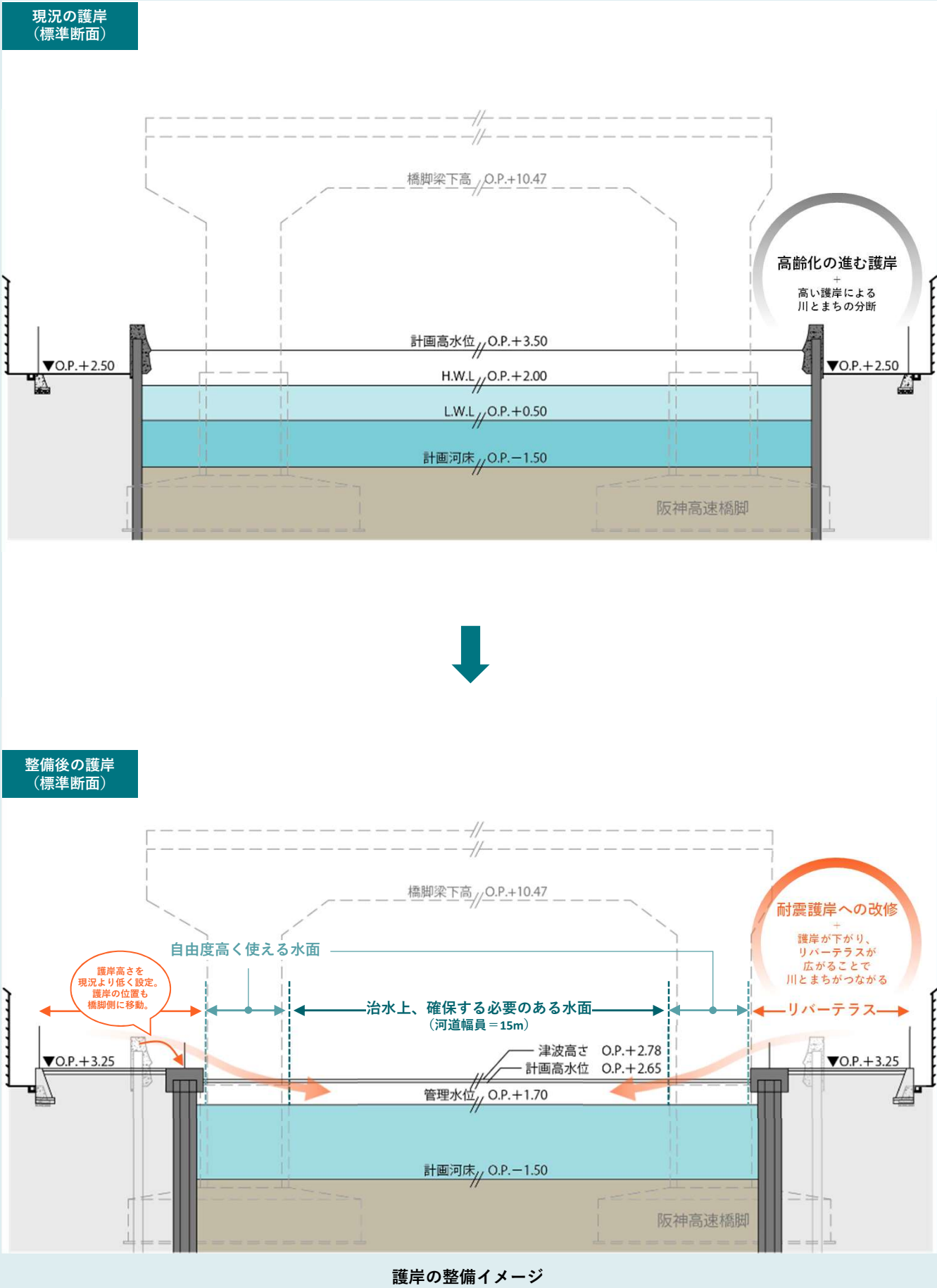
また、河道幅員※115m以上を確保することが治水上の条件となります。護岸改修に伴い、護岸の位置は川側に移動しますが、全川通じて必要な河道幅員は確保可能であり、さらに川幅に余裕がある箇所では自由度高く使える水面※2も確保が可能です。

項目	採用値	根拠
計画高水位	O.P.※3.+2.65m	
朔望平均満潮位	O.P.+2.20m	道頓堀川 河川再生計画書
管理水位	O.P.+1.70m	
計画河床高	O.P.-1.50m	
計画高水流量	55m³/s	道頓堀川 河川再生計画書
計算断面(河道幅員)	15.0m	
止水ライン	O.P.+3.25m	計画高水位(O.P.+2.65m)+余裕高(0.6m)
堤防天端高	O.P.+3.25m	
想定津波高	O.P.+2.78m	東横堀川の最大値 ※津波高+広域沈下量 0.25m

- ※1 河道幅員…計画高水流量55m³/sの水を適切に流すために必要な川幅。船の運航やサップといった一時的な利用は可能だが、水を適切に流すため、構造物の設置等は困難。
- ※2 自由度高く使える水面…治水上必要な水面ではないため、構造物の設置などが可能な水面。
- ※3 O.P.…標高の基準となる海水面の高さであり、大阪湾最低潮位とも呼ばれる。1874年の大阪港（天保山）の最低潮位をO.P.±0.0mと定義している。



必要な護岸高さを確保しつつ親水性を確保した断面構成のイメージ（事例：浦安市境川）

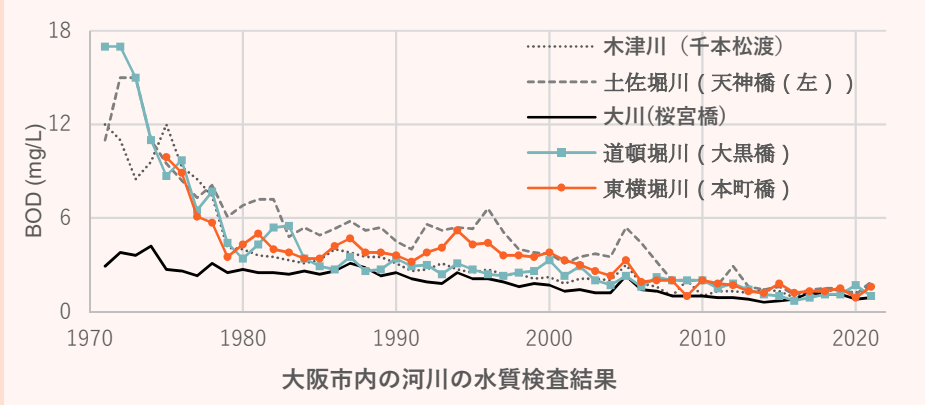


護岸の整備イメージ

5.2 水質改善と環境意識の醸成

課題 水都大阪の基盤となる水質の改善

東横堀川では、これまでも水質改善のために水門操作による浄化運転や、河道の浚渫、太閤下水の整備といった取組みを行ってきた結果、下のグラフで示すとおり、東横堀川の水質（BOD）は大川と同程度まで改善してきました。さらに、2021年から超高度処理水（MBR）の送水も開始し、さらなる水質改善への取組みを進めています。



大阪市内の河川の水質検査結果

今後、水都大阪の一边を担う東横堀川において、水辺の快適性や利活用の促進に向け、近づきたくなる綺麗な川への環境改善として水の濁りへの対策が必要です。

取組方針 水質改善と環境意識の醸成

近づきたくなる川の実現に向けて、水質改善として水の濁りに影響する水質（SS）の改善のため、**阪神高速道路の路面排水への対策**について、阪神高速道路株式会社と協議・検討します。

あわせて、**これまで実施していた取組みの深度化を図ります**。具体的には、MBR放流量の増加や、潮位観測による水門操作から水質観測による水門操作への深度化が挙げられます。

また、上記のハードの対策に加えて、水質改善の取組みについて周知・広報に取り組みつつ、公民連携による**環境意識の醸成**（清掃活動の促進、ポイ捨てなどのマナーの改善）を図ります。



阪神高速の路面排水の流入



本町橋北側に整備されたMBR放流口



大阪市が行っている川掃除



水辺の環境美化のイメージ



水辺の環境美化のイメージ

5.3 公民連携による利活用を見据えた事業推進

課題 地域との対話による設計と「地域愛」の醸成

水辺空間の整備においては、使い手や担い手（将来的にエリアマネジメント※1）を担う団体など）の意向を考慮していない空間を整備した場合、使われることが少なく、魅力的な空間にはならないことが懸念されます。地域（使い手、担い手、沿川住民・企業）に愛され、親しまれる空間を創出し、利活用される空間整備が必要です。そのため、東横堀川に関心を持ち、地域課題を共有し、関わっている人たちの創意、工夫のもとに地域課題を解決する空間整備を検討する仕組みづくりが重要です。仕組みづくりを実現するためには、使い手や担い手の意向を把握し、主体的に関わってもらうことが重要ですが、現状ではそのような使い手や担い手が不足しています。

使い手や担い手の意向を把握をするためには、使い手や担い手との対話する機会の創出が必要です。また、使い手や担い手を増やし、地域への愛着（地域愛）を醸成することにより、地域課題の解決、地域の活性化、質の高い公共サービスの提供を実現することが重要です。

取組方針 公民連携による利活用を見据えた事業推進

使い手や担い手の「〇〇したい」といった意向を空間整備に反映するため、利活用を見据えた事業推進を実践します。

水辺再整備の計画段階から地域がかかわる機会をつくり、水辺再整備の設計プロセスを公民で共有することが重要です。計画段階から公民での対話を通じて、新たな水辺空間を自分たちが関われる場と感じてもらい、水辺の活動に対して主体的に関わってもらうことが重要です。

地域としては、使い手や担い手になり得る既存のまちづくり団体、沿川住民・企業、民間事業者を想定しています。

取組①地域との持続的な対話

現状の東横堀川は閉鎖的で容易に近寄れないため、川や水辺の活用に「興味がない人（無関心層）」や「興味はあるができていない人・どうやって始めればよいかわからない人（潜在的関心層）」の割合が大きいと考えられます。そこで、まずは地域の方に対してアンケートやシンポジウム等を通じて興味を持っていただき、水辺の利活用に関心のある方（関心層）を発掘します。

また、関心層の中でも、各主体の目的や目標は異なることが予想されます。ワークショップ等で議論の場を設けることで関心層のネットワークをつくり、地域のめざす将来像を共有します。

このように、地域との持続的な対話（アンケート、シンポジウム、ワークショップ等）やエリアプラットフォーム※2）での対話をしながら、事業を推進していきます。

取組②社会実験等による効果検証と設計上の課題把握

リバーテラスの整備にあたっては、地域に活用される空間の創出のため、地域の意向にフレキシブルに対応できることが重要です。

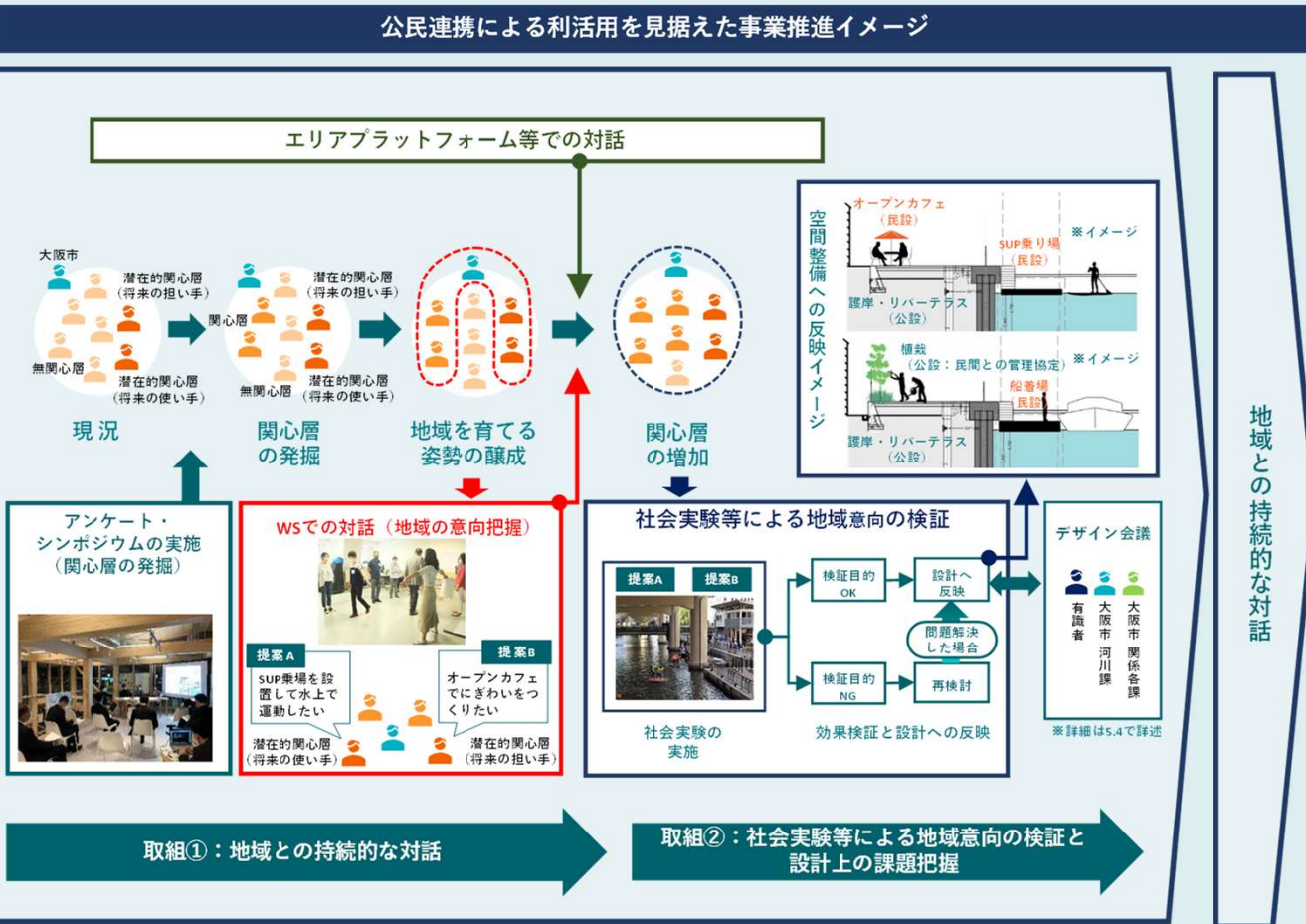
ただし、地域意向の反映においては、「地域が求める施設・設備がある状態で、治水上の機能を満たすか」といった空間的な制約条件や、「夜間・荒天時の対応（責任の所在）」や「植栽等の管理コスト」といった運用ルール・コストなどの懸念事項も勘案して判断が必要です。

そのため、ワークショップやエリアプラットフォーム等で対話により抽出・選定された地域の意向については、社会実験での検証などにより、問題がないことや、めざすべき水辺空間に寄与しているかなどを確認してから設計へ反映することを基本とします。

なお、東横堀川は延長が長く、沿川地域の特徴もさまざまであるため、意向発掘の取組みは、先行区間の知見を他区間に展開していく段階的なステップを想定しています。

※1：「エリアマネジメント」とは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。また、「エリアマネジメント団体」とは、その運用ルールや維持管理について運営・中間支援を担う組織を指します。

※2：「エリアプラットフォーム」とは、行政と地域で関わる多様な人々がフラットに話し合う場であり、東横堀川とその周辺のまちの将来像を議論する場のことです。



5.4 質の高い水辺空間の創出

課題 地域のポテンシャルを活かした魅力あるオープンスペースの確保

東横堀川周辺はマンション開発等により人口が増加傾向にある一方、都心部は早くから市街地化が進み、緑が少ない状況にあります。過年度のワークショップにおいても、周辺に公園が少なく、公園使いができる場のニーズが挙げられています。

東横堀川と民地との空間は都市公園区域に指定されているものの、社会情勢の影響もあり、多くは未開設となっています。また、開設済み公園（東横堀公園・東横堀緑道）においても、公園と川が護岸で断絶され、賑わいも乏しい状態となっています。日常的に安心して憩い、利活用したくなる魅力的なオープンスペースの確保が必要です。



未開設の公園の様子

取組方針 質の高い水辺空間の創出

リバーテラスを質の高い魅力的なオープンスペースとして整備します。整備にあたっては、穏やかな水面や歴史的資産といった資源を活かして“東横堀川らしい”個性を活かした空間づくりをめざします。リバーテラスの整備にあたっては、地域のニーズにあった使いやすい空間とすることに加えて、“歩きたくなる・過ごしたくなる”空間づくりが必要です。さらに、水都大阪の水の回廊の一角として魅力を国内外に発信する役割も求められるため、高質な空間を整備し、地域の魅力を発信する景観をめざします。

取組①東横堀川の個性を活かしたオープンスペースの創出

■“東横堀川らしさ”をつくるポイント

以下の4つのポイントを踏まえて、東横堀川らしい空間の創出をめざします。

水面に近づける空間整備

水面は、光の反射や揺らぎ、風景の映り込みによって見る人に安らぎを与える都市景観の貴重な要素です。リバーテラス整備においては、東横堀川の穏やかで水上の利活用に向いているという特徴を活かして、視覚的に水を感じられるだけでなく、水面に近寄れる、水上の利用を促す整備をめざします。



歴史的資産の活用

東横堀川には多くの橋とその橋詰広場といった、川とまちの繋がりを今に伝える資産が現存しています。橋を視対象として活用したり、橋詰広場をまちと川を繋ぐ玄関口として活用した整備を行うことで、東横堀川の歴史を現在、そして将来に繋げます。



緑の確保

都心において、公園敷地等における樹木の緑は緑陰や季節の移ろいを提供する貴重な存在です。さらに、水辺においては水面に緑がうつることによって潤いのある景観を生み出します。リバーテラス整備にあたっては、護岸構造への影響を考慮しつつ、樹木等による緑を極力配置することとします。



水都大阪にふさわしい夜間景観の創出

水面の揺らぎや歴史的な橋を活かして、水の回廊の一角としてふさわしい夜間景観の創出をめざします。なお、東横堀川の夜間景観は高架や沿川建物に囲まれた暗がりのある空間が特徴であり、夜間景観の創出においては“安心感”と“情緒”のある空間づくりをめざします。



取組②調和のとれた高質な水辺空間の創出

■デザインのクオリティコントロールの仕組み

川をまちに開くために、沿川全体でまち～リバーテラス～水面を一体に感じられることが重要であり、景観を構成する様々な要素の調和を図る（クオリティをコントロールする）ことが不可欠です。

また、リバーテラス整備は長期にわたり段階的に実施するため、空間デザインの考え方をその後の整備に適切に継承する仕組みが必要です。

したがって、長期にわたる事業全体を通じて河川・公園・道路の分野横断で東横堀川の空間デザインを協議・監理できる体制として、有識者と行政から成る（仮称）デザイン会議を設けます。デザイン会議は景観の調和の考え方を整理した「デザイン指針」を策定や、リバーテラスの整備に関するデザイン監理を担います。



調和のとれた水辺空間整備のイメージ (事例：浦安市境川※土木学会デザイン賞優秀賞)

（仮称）デザイン会議の概要（案）	
役割	・デザイン指針の策定 ・リバーテラス設計段階でのデザイン監理 ・リバーテラス施工段階でのデザイン監理 ・デザインコンペの要綱作成と審査
委員構成	〔有識者〕 ・都市計画（川まちづくり）の専門家 ・都市デザインの専門家 ・ランドスケープの専門家 〔行政職員〕 ・河川、公園、道路などの所管部局

■エリアの独自性を発揮できる仕組み

クオリティコントロールによって沿川全体で川とまちの一体的な空間づくりを行う一方、ニーズに応じてエリアの個性を活かした整備ができるよう、設計者の創造性、技術力、経験等から判断するプロポーザルやコンペといった選定方式を検討します。

拠点となり得る場所の進め方

拠点となり得る場所では、その場所の独自性を発揮できるよう、導入機能（滞在空間、こどもの遊び場、防災、飲食施設、情報発信機能、交流、観光等）、デザイン等を検討していきます。空間整備に関しては技術力・デザイン力の高い設計者や優れた空間デザインを選定できるプロポーザルやコンペ方式を活用し、“歩きたくなる・過ごしたくなる”水辺空間づくりをめざします。

活用段階	活用が考えられる手法・制度	制度概要
計画・設計段階	プロポーザル方式による設計者選定	計画・設計業務に対する技術力や実績等をもとに設計者を選定する方式
計画・設計段階	コンペ方式による設計者選定	対象の敷地や構造物に対して最も優れた設計案を選定する方式

事例：木津川遊歩道アイデアデザインコンペ

木津川の遊歩道と背後地についてコンペが行われ、水辺の公園「トコトコダンダン」が整備されました。整備にあたっては、1次選定（アイデアコンペ）で複数の優秀案を選定し、次にその選定された応募者が大阪府の委託事業者による検討協力を得たうえで実現性を高めた2次審査（設計コンペ）が行われました。地域特性や市民の意見を踏まえたきめ細やかなデザインが実現し、魅力的な公共空間が創出されました。



5.5 持続的な利活用の推進

課題 良好な水辺空間の持続

水辺空間整備で川をまちに開くなかで、沿川建物への迷惑行為や、ゴミのポイ捨て、不審者の徘徊といった治安面での懸念があります。こうした懸念に対して、利活用を推進することで、地域の価値や住民の満足度を上げ、人の目が届く空間とすることが迷惑行為を抑止し、良好な空間の持続に繋がると考えます。

水辺空間の利活用を推進するにあたっては、既存の取組みや制度の周知によって利活用を促しつつ、利活用のハードルとなる事項への対応が必要です。

取組方針 持続的な利活用の推進

取組①既存の制度の活用

公共空間の利活用や維持管理に関して、公民連携で取り組むことでより付加価値の高い水辺空間となると考えます。ハード整備前からの継続的な対話を通じて掘り起こした民間のニーズを、公共空間で実現できるように、様々な制度を活用して支援します。

公共空間での民間の取り組みを支援する制度

■アドプト・リバー・プログラム

府は地域に愛され大切にされる川づくりをめざして、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を展開しています。アドプトリバー千代崎では美化・緑化活動に併せて、地域の幼稚園児の収穫体験、季節行事といった、年間を通じてのコミュニティ活動を通じて地域での世代を超えた交流が行われています。



アドプトリバー
千代崎

■都市・地域再生等利用区域の指定による河川空間の占用
近年、河川空間の利活用に係る規制が緩和され、地域の合意を条件に、営業活動を行う民間事業者等による河川敷地の占用が可能となりました。水辺のオープンカフェや川床、イベント広場などによる多様な利活用が進められ、魅力的な水辺空間が誕生しています。北浜テラスでは、中之島を望むロケーションを生かし、河川敷に川床を設置して川の風を感じながら飲食を楽しめる空間が生まれています。



北浜テラス

■指定管理者制度

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者のノウハウや資源を活用し、サービス向上と管理運営の効率化を図るため導入されました。とんぼりリバーウォークでは、南海電鉄株式会社が指定管理者となり、民間企業のネットワークを活かしたイベントやオープンカフェといった利活用とともに、遊歩道の清掃や警備による不正使用対策などの維持管理をセットで担っています。



とんぼりリバーウォーク

■都市公園の設置管理許可制度

設置管理許可制度は都市公園において、公園管理者以外の民間事業者に対し、公園施設（売店やレストラン）の設置、管理を許可できる制度です。河川区域でありつつ、都市公園（緑道）でもある東横堀川ではβ本町橋がオープンしています。1階でのカフェでの飲食のほか、2階のレンタルルームでのイベント開催等により、東横堀川の賑わいの拠点となっています。



β本町橋

取組②利活用ルールを検討

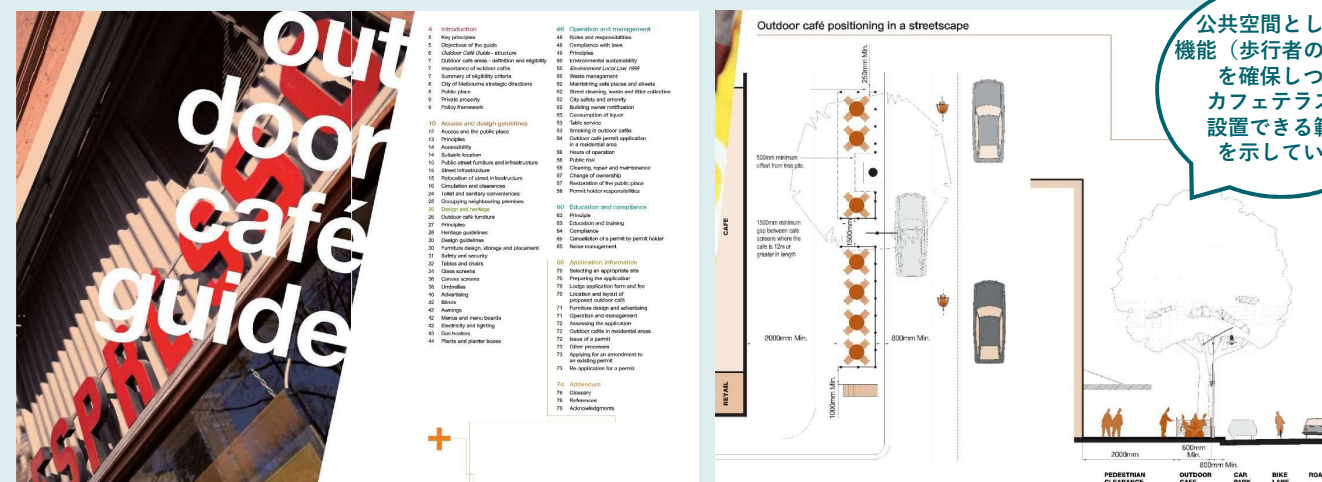
水辺空間の利活用を推進する本質的な目的は、利活用を通じて地域の価値や満足度を上げることにあります。利活用の推進にあたっては、他の利用者や地域の安全性・快適性の確保を前提として、より公益性の高い利活用がなされるようなルールが必要です。

例えば、リバーテラスと沿川建物は近接しているため、イベントや地先利用で音響・照明を使う際の周囲への影響が懸念されます。その他にも、イベント時のテント設置や、水上アクティビティと船の運航のバッティングなどについて整理が必要です。いずれのルールについても、公共空間として必要な機能（歩行者が問題なく通行できること、など）の確保が前提条件となるため、河川・公園・道路のそれぞれの基準を照らし合わせた検討が必要です。

エリアプラットフォームによる対話や利活用の実践を通じて課題を抽出し、検証を重ねていくことで利活用ルールを検討します。



ルールとして整理が必要なポイントのイメージ



公共空間（道路）での地先利用（カフェテラス）に関するルールの例
（事例：メルボルン）

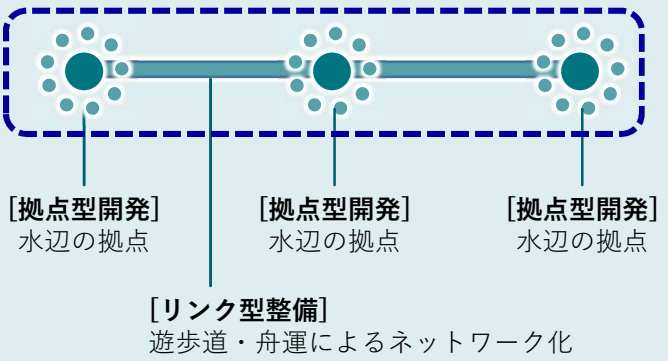
第6章 水辺の魅力空間づくりの進め方

6.1 基本的な考え方

水辺の再整備は、地域特性を生かしたゾーニング、利用者ニーズ等をもとに、水辺の拠点となる「拠点型開発」と拠点間をつなぐ「リンク型整備」の2つを軸にして進め、陸上の遊歩道や水上の舟運、連続的な景観等による南北のネットワーク構築をめざします。

拠点型開発の具体的な場所や区間別のゾーニングの詳細は、今後、地域の意向等をもとに検討を深めていきます。

リバーテラスと舟運による水辺のネットワーク



拠点型開発とリンク型整備による水辺のネットワークの構築イメージ

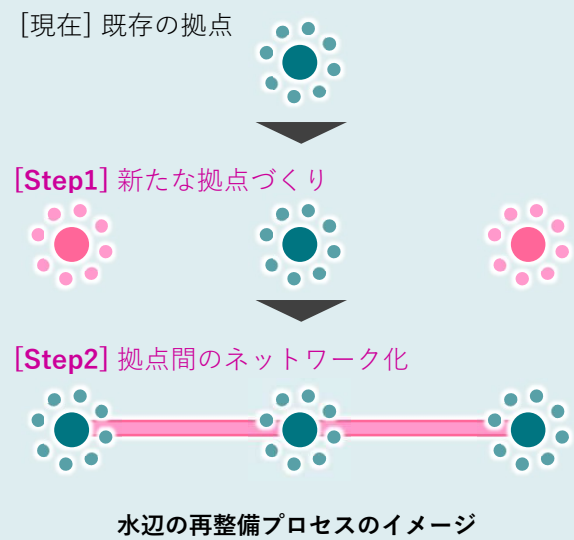
(メモ)
「開発」とは建築・土木のハード整備とコミュニティ開発といったソフトの発掘の2つの意味を示す



(1) 段階的な水辺の再整備プロセスの考え方

①水辺の再整備プロセス

水辺の再整備は護岸の耐震化工事と併せて一定の区間ごとに段階的に進めていきます。区間の設定にあたっては、水辺の再整備の効果を多くの地域の方に、早期に実感してもらえるよう、まとまった規模の敷地があり、多くの方がアクセスしやすい立地であるなど、「水辺の拠点」となり得る条件を備えた場所から検討を進めることを基本とします。その後、リンク型整備により、沿川全体をつなげていきます。



②モデル区間の設定

水辺再整備の効果として水辺の快適性、賑わい形成、安全性等を可視化するために先行的に取り組む区間を「モデル区間」とします。モデル区間として、既存の拠点であるβ本町橋から東横堀公園、大阪市内の東西の交通軸である中央大通をリンクさせる本町橋～農人橋区間を位置付けました。



既に開設されているオープンスペース（東横堀公園） 阪神高速の高架が水上から外れた明るい区間（農人橋北側）

③今後の整備にあたって

水辺再整備が完了した区間における利活用の結果を踏まえ、検証しつつ、持続的な地域の意向把握と並行して整備を進め、全川を通じてよりよい水辺空間をつくっていきます。

(2) 目標期間

東横堀川では全川で護岸の耐震化を進める必要があります。「淀川水系西大阪ブロック河川整備計画（2015年3月、大阪府・大阪市）において東横堀川全川の耐震護岸化の目標時期が2045年となっていることから、1つの目安として、全川で護岸の耐震化事業を進めていきます。

6.2 ロードマップイメージ

これからの取組方針として、東横堀川等の「水辺の魅力空間づくり基本方針」と、区間ごとの進め方を以下に示します。沿川全体に関わる取組としては、（仮称）デザイン会議や地域との持続的な対話、整備完了区間における検証等を並行して進めていきます。区間ごとの整備に関しては、区間ごとに地域意向を踏まえながら、空間整備と活動づくりを並行して進めていきます。

主な取組内容		短期 (現在～概ね5年)	中期 (概ね5年～概ね10年)	長期 (概ね10年～)
水辺の魅力空間づくり基本方針		策定 パフ コメ		
デザイン会議（水辺のデザイン指針、デザイン監理） (5.4 質の高い水辺空間の創出)		策定	水辺のデザイン指針の運用・更新 設計・施工段階におけるデザイン会議による監理	
地域との持続的な対話と社会実験等による効果検証と設計上の課題把握 (5.3 公民連携による利活用を見据えた事業推進)		シンポジウムやエリアプラットフォームなどでの対話		
水辺の再整備 (5.1 護岸改修による 安全性の向上) (5.2 水質改善と環境 意識の醸成)	民間意向の発掘 (5.3 公民連携による利活用を見据えた事業推進)	市民アンケート・事業者サウンディング等による意向発掘、WS、社会実験での検証等		
	モデル区間（本町橋～農人橋）	工事	利活用開始	
	区間A 護岸耐震化・水辺再整備 (5.3 公民連携による利活用を見据えた事業推進) (5.4 質の高い水辺空間の創出) (5.5 持続可能な公共空間マネジメント)	設計	工事	利活用開始
	区間A以降の区間においても、順次、地域との対話と検証をしながら整備を実施			